

原案可決

議案第七二号
教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に關する条例を次のように
制定するものとする。

昭和三十一年九月二十九日 通過

三野町長 坂 渉 准

昭和三十一年九月二十九日 通過

三野町長 天 野 龍



昭和三十一年新訂条例 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例

へ二の条例の目的

第一条 二の条例は教育公務員特例法十七条の規定に基き、教育長の給
与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定める。

へ給料の額

第二条 給料の月額は一萬四千元とする。

へ給料の支給

第三条 給料の支給については、一般取資の例による。

へ給料以外の給与

第四条 給料以外については、一般取資の例による。

但し、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は支給しない。

（旅費）

第五条 教育長に支給する旅費については、一般取置の例によるものとし、主事相当額とする。

（勤務時間その他の勤務条件）

第六条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般取置の例による。

附 則

一、この条例は昭和三十一年十月一日より施行する。

二、教育長の給与率に関する条例（三朝野条例第二八号）は廃止する。